

《Ⅱ「1 指定の基準」》を参照の上、その適否についてチェックをしてください。

6 研修実施団体の指定要件申告書

項	目	チェック欄
1	<p>当団体は、酒税法第 10 条第 1 号、第 4 号又は第 6 号から第 7 号の 2 (以下の(1)から(5)) までのいずれにも該当しません。</p> <p>(1) 1 号関係: 酒税法の規定により免許を取り消されたこと又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがありません。</p> <p style="padding-left: 20px;">((1)が「いいえ」の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">申請時において、その取り消された日から 3 年を経過しています。</p> <p>(2) 6 号関係: 申請前 2 年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがありません。</p> <p>(3) 7 号関係: 国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けたことがありません。</p> <p style="padding-left: 20px;">((3)が「いいえ」の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">申請時において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過しています。</p> <p>(4) 7 号の 2 関係: 未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (酒類の提供に係る部分に限る。)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法 (傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪) 又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金の刑に処せられたことがありません。</p> <p style="padding-left: 20px;">((4)が「いいえ」の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">申請時において、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しています。</p> <p>(5) 当団体の役員は、(1)、(3)、(4)及び以下に掲げる要件を満たしています。</p> <p style="padding-left: 20px;">酒税法の規定による免許の取消し又はアルコール事業法の規定による許可の取消しを受けたことがある法人の、その取消原因があった日以前 1 年以内に業務を執行する役員であった者ではありません。</p> <p style="padding-left: 20px;">((5)「以下に掲げる要件」が「いいえ」の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">その法人が取消処分を受けた日から 3 年を経過しています。</p>	<p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☐はい ☐いいえ</p> <p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☐はい ☐いいえ</p> <p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☐はい ☐いいえ</p> <p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☐はい ☐いいえ</p>
2	<p>当団体は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 13 の規定により指定を取り消された団体ではありません。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2が「いいえ」の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">指定の取消しの日から 3 年を経過しています。</p>	<p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☐はい ☐いいえ</p>
3	<p>当団体は、酒類販売業者(酒類製造業者)を直接(間接)の構成員とする営利を目的としない法人その他の団体であって、以下のとおり、研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有しています。</p> <p>(1) 当団体の役職員により、酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び受講履歴の管理等を適切に行うことができます。</p> <p>(2) 当団体に所属する研修講師は、酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を有しています。</p> <p>(3) 酒類販売管理研修を継続的に実施することができます。</p> <p>(4) 酒類販売管理研修を 2 か月に 1 回程度実施することができます。</p>	<p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☑はい ☐いいえ</p> <p>☑はい ☐いいえ</p>
4	<p>当団体の酒類販売管理研修の項目及びテキストは、十分に研修を適切に行うことができるものであり、講師は 3(2)に掲げる者が務めます。また、販売管理研修の実施に関し必要な事項を事前に公表することができます。</p>	<p>☑はい ☐いいえ</p>
5	<p>受講手数料は、研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金等から計算した実費相当額とします。</p>	<p>☑はい ☐いいえ</p>
6	<p>正当な理由なく、受講希望者の受講を制限しません。</p>	<p>☑はい ☐いいえ</p>

(備考) チェック欄には、項目の内容を検討の上「はい」又は「いいえ」に☑を付してください。